

議案第 6 号

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 14 日提出

市川市長　　村　越　　祐　民

市川市条例第　　号

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 14 条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセント以内で規則で定める利率とする。

3　第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第 9 条の違約金を含むものとする。

第 15 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 2 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附則第 2 項中「。以下「平成 23 年特別令」という。」を削り、「第 14 条の」

を「第14条第2項の」に、「、第14条中「年3パーセント」を「、第14条第2項中「年1.5パーセント以内で規則で定める利率」に改め、「(保証人を立てる場合にあっては、無利子)」を削る。

附則第3項中「及び保証人」及び「及び平成23年特別令第14条第8項」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

理　　由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い災害援護資金の貸付利率を定めるとともに、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い災害援護資金の貸付けを受けようとする者が保証人を立てない場合の規定を定め、災害援護資金の償還方法として月賦償還を加えるほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。